

# Hong Kong Tax Alert

16 July 2024

2024 Issue No. 9

## IRD、国外源泉所得非課税制度の運用に関する追加ガイダンスを公表

2024年7月5日、内国歳入局（以下、「IRD」）は、国外源泉所得非課税（以下、「FSIE」）制度に関するよくある質問集（以下、「FAQ集」）<sup>1</sup>と設例<sup>2</sup>をそのウェブサイトにて追加公表しました。

FSIE税制は、2023年1月1日以降に香港で発生して受領する特定の国外源泉所得に適用されます。FSIE税制の下では、非課税扱いの条件を満たさない場合、その所得は「香港にて受領」した時点で課税対象となります。

内国歳入法（以下、「IRO」）のセクション15H(5)において、「香港にて受領した」の定義は以下のようになっています。

本条の適用上、「香港にて受領した」の意味を制限することなく、次に該当する場合は、「香港にて受領した」と見なす。

- (a) 香港に送金されたり、持ち込まれた所得額
- (b) 香港での取引、サービス又は事業に関連して生じた負債の履行の原資となる所得額、又は
- (c) 香港に持ち込まれる動産の購入の原資となる所得額

IRDが追加したFAQ集と設例を通して行った主な説明について、以下の通り、解説します。

- 
1. FAQ集は以下のリンクからアクセスできます。  
[FAQ on FSIE Regime - Frequently Asked Questions](https://www.ird.gov.hk/eng/faq/fsie.htm)、[香港内国歳入局](https://www.ird.gov.hk/eng/faq/fsie.htm)、  
<https://www.ird.gov.hk/eng/faq/fsie.htm> (2024年7月16日アクセス)
  2. 設例は以下のリンクからアクセスできます。  
[IRD: Illustrative Examples](https://www.ird.gov.hk/eng/tax/fsie_example.htm)、[香港内国歳入局](https://www.ird.gov.hk/eng/tax/fsie_example.htm)、  
[https://www.ird.gov.hk/eng/tax/fsie\\_example.htm](https://www.ird.gov.hk/eng/tax/fsie_example.htm) (2024年7月16日アクセス)

## 未送金のFSIE所得の追跡

### FAQ 設例9:

IRDは、香港へ未送金のFSIE所得が香港外に所在する動産又は不動産の取得に使用され、その後、当該不動産が売却された場合、その売却による所得は依然として元の未送金のFSIE所得として見なされると述べています。これは、その後、何度再投資されても同様であるため、売却による所得が香港に送金されるか、又はその他の方法で処分されるまで、未送金のFSIE所得の追跡が必要となります。

IRDは、元の未送金のFSIE所得については、このような資産の取得や売却などの再投資活動から損益が生じたとしても、FSIE税制の対象となる金額は変更されるべきではないと示しています。

例えば、100香港ドルの未送金FSIE所得が動産取得に使用された場合を考えてみましょう。この動産はその後、シナリオ(i)では130香港ドルで売却され、また、シナリオ(ii)では80香港ドルで売却され、その売却収入は香港に送金されるものとします。この場合、いずれのシナリオでも、非課税条件が満たされていなければ、香港で受け取った売却収入のうち、FSIE税制の下で課税される金額は100香港ドルとなります。つまり、シナリオ(i)の送金額が130香港ドル、シナリオ(ii)の送金額が80香港ドルであったとしても変わりません。

その後、資産の取得や売却から生じる利益や損失がFSIE税制の下で事業所得税の課税対象となるかどうかは、当該売却に関連する事実と状況を考慮して別途検討されます。つまり、この設例では、上記のシナリオ(i)の場合の30香港ドルの譲渡益と、シナリオ(ii)の場合の20香港ドルの譲渡損が、FSIE税制の適用対象となるかどうかは別途検討されることになります。

## EYの所見

実際には、納税者はまず、未送金のFSIE所得を資産取得に使用することが、IROのセクション15H(5)(b)の下で、香港での取引、サービス提供、又は事業に関連して生じた負債の履行と見なされるかどうかを判断する必要があります。その場合は、当該FSIE所得はすでに「香港にて受領した」と見なされることとなります。その場合、その後の資産の譲渡益を追跡する必要はありません。

この点に関して、IRDは過去、設例7において、香港で行う事業に関連する海外資産を取得するために未送金のFSIE所得を使用することは、納税者がIROのセクション15H(5)(b)に基づく負債の履行に見なされる可能性が高いと述べています。この場合、資産の取得前に既存の負債があるかどうかにかかわらず、取得自体が納税者と売主との間に新たな負債を生じさせる可能性が高いからです。

そのため、取得した海外資産の多くが、納税者が香港で行っている事業活動に何らかの形で関連していると見なされる可能性があることを考えると、IROのセクション15H(5)(b)に基づくみなし受領ルールの潜在的な適用範囲は広いと言えます。

ただし、IROのセクション15H(5)(b)に基づくみなし受領ルールに関するこの一般的な取扱に対する例外が、IRDの事前裁定事例第72号で示されています。そのケースでは、内国歳入局長官(以下、「CIR」)は、投資持株会社が被投資企業の既存株主として、未送金のFSIE所得を当該被投資企業への追加出資に使用することは、既存株主が香港で行う投資持株事業に関して負債を履行することには該当しないと裁定しました。CIRは、この追加出資は他の株主から購入したのではなく、納税者が被投資会社自体が発行する追加持分を引き受けることによって取得したものであって、IROのセクション15H(5)(b)に基づく事業負債の履行には該当しないという立場をとっているようです。

とはいえ、この例外的なケースでは、既存の株主は、IROのセクション15H(5)(c)が適用される可能性を無視したとしても、セクション15H(5)(a)に基づく現物受領ルールに基づいて、追加出資がその後どのように処分されるかを追跡する必要があると考えられます。

## FSIE税制の施行日前に行われた取引について、所得の発生、受領が施行日以降になった場合の経済的実体要件について

### FAQ 設例25:

2022年に株式持分に係る国外源泉譲渡益を得た事例において、その後2023年に、売却対象法人の目標業績が達成されたため、納税者は、譲渡契約に基づいて、事後的に追加の成功報酬を受け取る権利を取得しました。

ここでの論点は、(i)2023年に発生し受領されたこの偶発的な所得が、FSIE税制の施行日前の2022年に行われた譲渡によるものであることから、FSIE税制の対象となるかどうか、また、(ii)FSIE税制の対象となったとしても、この偶発的な所得について非課税扱いに関する経済的実体要件を満たしているかを判断するための基準期間はどうか、ということです。

IRDによると、当該偶発的な所得は2023年1月1日以降、すなわちFSIE税制の施行日以降に発生し受領したものであるため、元の取引が2022年に行われたとしても、FSIE税制の対象となります。また、経済的実体要件を満たしているかどうかの判断については、IROのセクション15K(2)の明確な規定に基づき、当該所得が発生した2023年が基準期間となります。したがって、当該偶発的な所得が発生した課税年度において、納税者が香港で経済的実体を有していなかった場合、経済的実体要件は満たさないと見なされます。

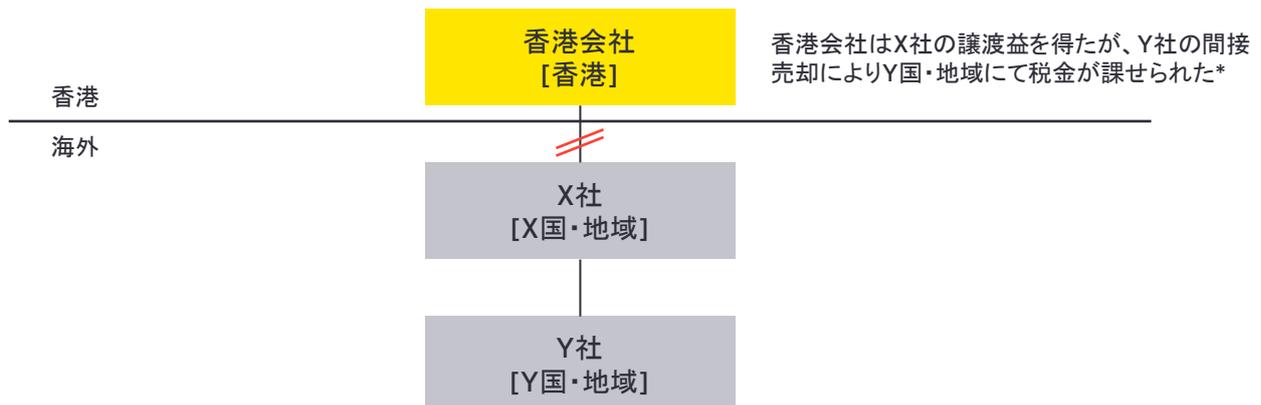
### EYの所見

これは特殊な事例である可能性はありますが、EYは、IRDが関連する法規の解釈に基づいて、この質問についての見解を示したことを歓迎します。

## 間接投資が所在する国・地域で、直接出資の譲渡に対して課税される場合の取扱について

### FAQ 設例28:

この質問は、FSIE税制の下での資本参加免税の適用において、納税者の直接投資を譲渡する際、間接投資が所在する国・地域で課された税金が、直接投資の譲渡に関して負担した税金と見なされるかどうかというものです。このようなシナリオを以下に図示します。



\*当該譲渡益は、Y国・地域にて間譲渡に係る法人所得税の課税対象となり、Y国・地域の基準税率は15%を超えている。

IRDは、関連する法規定においては、海外で負担する税金が直接投資の所在する国・地域で課されるといった要件はないため、この設例では資本参加免税が適用されると示しています。

### EYの所見

多くの国・地域がその国・地域内に所在する株式投資の間譲渡に関し課税していることから、IRDがこの問題を明確化したことを歓迎します。

## 株式投資の譲渡が関係する国外で非課税扱いとなる場合について

### FAQ 設例29:

IRDは、株式投資の譲渡について、いかなる外国税も支払われていない場合（間譲渡に対して外国税が支払われていない場合を含む）、そのような譲渡益はFSIE税制の下で資本参加免税の「課税対象」条件を満たさないとしています。

これは、当該国・地域がそのような投資に対する参加免除制度を運用していることで、株式投資が所在する国・地域でのみ譲渡益が課税されない場合でも当てはまります。

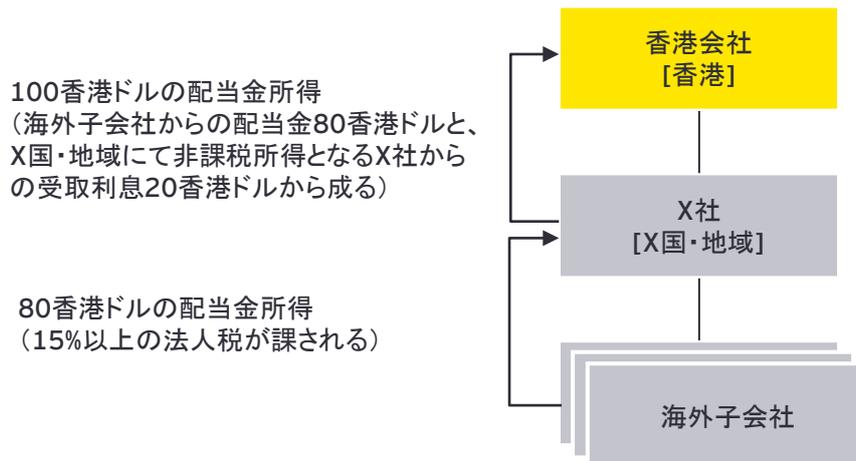
### EYの所見

IRDは、さまざまなフォーラムを通じて、資本参加免税の適用には、関連する国・地域の主要税率より低額であったとしても、外国税金を納付する必要があることを強調してきました。EYは、IRDがFAQ集でこの問題を再確認したことを歓迎しています。

## 対象利益の一部のみに15%以上の税が課される場合の配当所得に対する資本参加免税について

### FAQ 設例30:

この質問は、100香港ドルの配当金所得が、(i) 15%以上の税率で適格類似税が課される80香港ドルと、(ii) 非課税所得の20香港ドルから構成される場合に資本参加免税の適用対象となるかどうかに関するものです。下図はこのような状況を示しています。



IRDは、IROのセクション15N(2)が、資本参加免税の「課税対象」条件を満たしていると思なされる特定の状況を規定していると述べています。その条件を満たすためには、(i) 配当金の対象利益について、外国において15%以上の税率で適格類似税が課されること、(ii) 当該所得が当該配当額以上であることが必要です。

この設例では、対象利益である100香港ドルのうち80香港ドルのみが外国の適格類似税の対象となっていますが、その80香港ドルは受取配当額100香港ドルを下回っているため、上記(ii)の条件を満たしません。したがって、この受取配当金には資本参加免税は適用されないこととなります。資本参加免税の「課税対象」条件を判断する際は、配分アプローチを採用する余地はないと説明されています。

### EYの所見

この場合、配当の申告を2つに分けて行い、最初は80香港ドルの対象利益から、その後は20香港ドルの非課税所得から行うことを検討することが可能です。このような方法により、実質的に配分アプローチと同様の効果が得られると考えられます。つまり、最初の配当の申告分については資本参加免税の対象となりますが、2つ目の申告分については対象となりません。

## 知的財産権のグループ内譲渡に係る軽減措置と、その後の譲渡に係るR&D比率について

FAQ 設例33: (i) 知的財産(以下、「IP」)に係るグループ内譲渡益の軽減措置がどのように運用されるか、(ii) IPのグループ外事業体への譲渡に対する研究開発(以下、「R&D」)比率がどのように計算されるかに関するものです。

設例を以下に全文掲載します。

2024年、S社は適格知的財産を自社開発し、100香港ドルの適格R&D支出(以下、「QE」)を負担しました。2025年1月1日、S社はその適格な知的財産を関連グループ企業であるA社に150香港ドルで譲渡し、50香港ドルの譲渡益を得ました(すなわち150香港ドル-100香港ドル)。S社は、IROのセクション150A(3)に規定されているグループ内譲渡に係る軽減措置の下で、この譲渡益に対して税額軽減を申請しました。

2025年、A社はこの適格知的財産に関連して以下の支出を負担しました。

	2025年 香港\$
QE	60
非適格支出(以下、「NE」)	<u>100*</u>
A社が負担したQEとNEの総額	160

\*この金額は、適格知的財産のグループ内譲渡について、A社がS社に支払った100香港ドルのみなし取得対価です。実際に支払われた対価は150香港ドルでしたが、IROのセクション150A(5)に従って、A社は100香港ドル(すなわち、S社が負担した適格R&D支出)で当該適格知的財産を取得したと見なされます。

2026年1月1日、A社は当該適格な知的財産を230香港ドルで非関連会社に譲渡し、70香港ドルの譲渡益を得ました(つまり、230香港ドル-160香港ドル)。

(i) 当該適格IPの譲渡益はすべて香港外源泉であって、譲渡日で香港にて受領され、(ii) S社とA社は保有期間を通じて関連会社の関係を維持し、両社とも事業所得税が課されたと仮定します。

IROのセクション150Aに基づくグループ内譲渡の軽減措置は、多国籍企業(以下、「譲渡企業」)がその関連企業(以下、「譲受企業」)に資産(以下、「対象資産」)を譲渡した際に生じる国外源泉譲渡益に対する課税を繰り延べるために導入されたものです。グループ内譲渡の軽減措置が適用された場合、対象資産の譲渡から生じる譲渡益は、譲受企業が非関連会社に対象資産を再譲渡する際に課税対象となります。譲受企業はさまざまな面で譲渡企業の立場を引き継ぐと考えられます。対象資産が適格IPである場合には、IROのセクション150A(9)に基づいて適格IPに関するR&D比率を算定する目的で、譲渡企業と譲受企業の双方が負担したQEとNEは、単一の企業が負担したかのように扱います。この設例では、S社が適格IPの開発のために負担したQEについても、A社が負担したQEとして扱われます。IROのセクション150A(5)に基づき、A社がS社に支払ったみなし取得対価100香港ドルについては、適格IPに関して同グループが負担した支出の二重計上を避けるために考慮外とします。

A社が受領した適格IPの譲渡益に適用されるR&D比率は以下の通りです。

$$\frac{(100+60) \times 130\%}{100+60} = 130\% \text{ (100\%を上限とする)}$$

したがって、2026年の譲渡益70香港ドルのうち、FSIE税制の下で非課税となる部分は70香港ドル(70香港ドル×100%)となります。

株式持分投資の内部譲渡について、グループ譲渡企業が支払った税金がグループ譲受企業に帰属できるかどうか

#### FAQ 設例38:

特定の状況において、株式持分の譲渡益に対する資本参加免税について、「課税対象」の条件がどのように解釈されるかという設例です。設例を以下に全文掲載します。

S社は、100香港ドルの費用で取得したF国・地域に所在する子会社Fの株式持分を110香港ドルでA社に譲渡しました。S社は、10香港ドルの国外源泉の株式持分譲渡益(つまり110香港ドル-100香港ドル)について、F国・地域で20%の源泉徴収税が課されました。S社とA社は関連会社であり、S社は10香港ドルの譲渡益についてグループ内譲渡に係る軽減措置を申請しました。

その後、A社は子会社Fの株式持分を108香港ドルで非関連会社に譲渡しました。A社は、子会社Fの売却により2香港ドル(つまり108香港ドル-110香港ドル)の会計上の損失が発生したため、A社はF国・地域において売却に伴う税金を支払いませんでした。

S社の譲渡益にはグループ内譲渡に係る軽減措置が適用されたため、A社は子会社Fの株式持分を100香港ドルで取得したと見なされ、FSIE税制の適用上、子会社Fの譲渡益は8香港ドルとなります。

株式持分の譲渡益に関する「課税対象」条件については、IROのセクション15N(2)(c)に、譲渡益が香港外の国・地域において適格類似税の対象であるとIRD長官が認める場合には、IROのセクション15Mの下で資本参加免税が適用されるという規定があります。

このシナリオでは、IROのセクション150A(5)を適用した場合、A社が得た株式持分の譲渡益は8香港ドルとなります。これは、S社が得た10香港ドルの譲渡益とA社が被った2香港ドルの譲渡損という2つの要素で構成されていると解釈できます。また、S社は10香港ドルの譲渡益について、F国・地域で税率20%の源泉徴収税を支払っているため、結果として8香港ドルの譲渡益に関する「課税対象」の条件を満たしていると認められます。

## EYの所見

EYは、さまざまなフォーラムを通じて提起してきた、これら2つの設例に関わる質問についてIRDが対応したことを歓迎します。

最初の設例では、グループ内のIP資産の譲渡に伴う譲渡益について、譲受企業が当該IP資産をグループ外の企業に譲渡するまで、その課税が繰り延べられることが説明されています。また、その後のIP資産の譲渡益に適用されるR&D比率を計算する際には、過去のグループ内でのIP資産譲渡に対して支払われた対価を連結消去できることが明確化されたことも有用です。

このような連結消去がなければ、関連する研究開発費の二重計上が生じ、譲渡側が負担したQEが、譲受側が払ったIPの取得費用という形で、譲受側のNEとして計上されてしまいます。その結果、R&D比率が下がり、FSIE税制の下で非課税扱いとなる株式持分の譲渡益の割合も引き下げられてしまう可能性があります。

セクション150A(9)を文字通りに解釈すると、連結消去が明確には認められるようには見受けられないため、R&D比率の計算方法に関するこの明確化は特に歓迎します。

2つ目の設例にて、子会社Fのグループ内譲渡の譲渡益に対しS社が支払った税金が、A社が支払った税金に帰属し得ることが明確化されたことも同様に歓迎されます。特に、関連する法規定を文字通りに解釈しても、そのような帰属を明示的に認めているようには見えないためです。このような明確な説明がなければ、A社はFSIE税制の下で8香港ドルの譲渡益に対する資本参加免税が認められなかったでしょう。

FSIE税制の規定の多くは、特定の事実状況での適用において複雑です。FSIE税制の運用についてご質問がある場合、ご担当の税務専門家にご相談ください。

## Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
<b>Wilson Cheng</b> Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com				<b>Paul Ho</b> Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>				<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>	
<b>Hong Kong Tax Services</b>				<b>Hong Kong Tax Services</b>	
<b>Wilson Cheng</b> +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	<b>Tracy Ho</b> +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	<b>Jennifer Kam</b> +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com		<b>Paul Ho</b> +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	<b>Ming Lam</b> +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
<b>May Leung</b> +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	<b>Ada Ma</b> +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	<b>Ricky Tam</b> +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com		<b>Sunny Liu</b> +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	<b>Helen Mok</b> +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
<b>Customer Tax Operations and Reporting Services</b>					
<b>Grace Tang</b> +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com		<b>Karina Wong</b> +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		<b>Leo Wong</b> +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	
<b>Francis Tang</b> +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com		<b>US Tax Services</b>			
<b>Jacqueline Chow</b> +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com		<b>Ryan Dhillon</b> +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com		<b>Camelia Ho</b> +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
<b>Michael Stenske</b> +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com		<b>International Tax and Transaction Services</b>			
<b>China Tax Services</b>					
<b>Ivan Chan</b> +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	<b>Sam Fan</b> +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	<b>Becky Lai</b> +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	<b>Carol Liu</b> +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com		
<b>Payroll Operate</b>		<b>Accounting Compliance and Reporting</b>			
<b>Vincent Hu</b> +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com		<b>Linda Liu</b> +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com		<b>Cecilia Feng</b> +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	
<b>International Tax and Transaction Services</b>					
<b>International Tax Services</b>		<b>Transfer Pricing Services</b>			
<b>Winnie Kwan</b> +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com		<b>Sangeeth Aiyappa</b> +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com		<b>Martin Richter</b> +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	
<b>Kenny Wei</b> +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com		<b>Adam Williams</b> +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com			
<b>Transaction Tax Services</b>					
<b>Jane Hui</b> +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com		<b>Jasmine Tian</b> +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com		<b>Emma Campbell</b> +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com	
<b>People Advisory Services</b>					
<b>Mary Chua</b> +852 2849 9448 mary.chua@hk.ey.com		<b>Christina Li</b> +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com		<b>Jeff Tang</b> +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	
<b>Winnie Walker</b> +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com		<b>Paul Wen</b> +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com		<b>Emily Chan</b> +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	
<b>Transaction Tax Services</b>					
<b>Rohit Narula</b> +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com		<b>Robert Hardesty</b> +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com			
<b>Asia-Pacific Tax Center</b>					
<b>Tax Technology and Transformation Services</b>		<b>International Tax and Transaction Services</b>		<b>Indirect tax</b>	
<b>Albert Lee</b> +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		<b>US Tax Desk</b>		<b>Shubhendu Misra</b> +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com	
		<b>Jeremy Litton</b> +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com			
		<b>Operating Model Effectiveness</b>		<b>Tax and Finance Operate</b>	
		<b>Edvard Rinck</b> +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com		<b>Tracey Kuuskoski</b> +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	

## EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm.

Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

### About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2024 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

03257-226Jpn  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](https://ey.com/china)



Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up-to-date  
with the latest EY news.